

# 平成 28 年度 事業計画

平成 28 年 3 月

社会福祉法人高知市社会福祉協議会

## I 基本方針

地域社会の様相は、貧困・低所得，引きこもり，孤立，虐待，自殺，地域社会のつながりの希薄化等の生活課題が広がり，ますます深刻化してきている。これらの課題解決には既存制度の活用はもちろんのこと，制度の谷間を埋める横断的で総合的な相談体制と受け皿づくりが必要となっている。

国においては，生活困窮者自立支援法を平成 27 年 4 月 1 日から本格施行とし，必須事業，任意事業が自治体主体で展開されることとなった。しかしながら，行政の方では機能分化した縦型の制度を横に繋ぐ体制づくりが思うように進まず，全国的には社会福祉協議会への委託が 8 割を超えている。

地域における生活課題は生活困窮者支援をはじめ複雑多岐にわたっており，この解決に当たっては関係組織，地縁団体，個人等が持つそれぞれの能力を結集し重層的に関わる場と仕組みが必要である。そういう意味では民生委員児童委員，地区社会福祉協議会，福祉施設経営者，行政，NPO，学識経験者等で理事を構成する社会福祉協議会がその役割を担うことに期待が寄せられている。

また，介護保険法の改正により要支援者サービスが介護予防給付から外れ，自治体が主体となる地域支援事業の中に総合事業として新たに加わることとなったが，高知市からは平成 28 年 10 月に類型やメニュー等が示されるとうかがっており，本協議会としても既存事業と併せた複合的な事業等の創設が喫緊の課題であると認識している。

今通常国会では社会福祉法等の一部改正による社会福祉法人の見直しが審議されており，その中で余裕資産を地域公益事業へ再投下することが義務付けられることが検討されている。このことは，再投下が終了するまでに本協議会の経営基盤を確立しておくことの重要性を意味しており，経費節減をはじめ，新たな財源の創出や他の社会福祉法人との連携，更に，本協議会の事業活動に対する理解の促進に努める必要がある。

今後とも，高知市社会福祉協議会は，今日的な様々な生活課題に真摯に向き合い，本協議会の使命を果たすことにより「だれもが安心していきいきと暮らせる地域社会の実現」をめざします。

## II 重点項目

### 1. 社協運営，経営基盤の確立

社会福祉協議会が運営する事業は，本協議会独自事業や市の受託事業等広範囲にわたることから，法人としての経営管理や，計画的な事業執行を行うための組織管理がより重要になってきています。本協議会では，継続して取り組んできた自主事業や介護保険事業，補助・受託事業等を中長期的・経営的視点から，効率的かつ効果的な事業運営の実施に向け法人全体で定期検証・見直しを行い，経営基盤の強化を図ります。

また，職員の能力と意欲を活かす研修制度の確立，キャリアパス制度の導入などの人材育成の強化に努めるとともに，財務，経理等の会計業務の円滑化を図るため経営コンサルタントと契約を締結するなど，組織体制の強化を図ります。

### 2. 地域福祉活動推進計画を柱とした地域福祉活動の推進

平成 25 年度策定の地域福祉活動推進計画の中間評価を受け，第 I 期計画推進の後半重点項目として「おたがいさまの住民意識づくり」，「小地域での支え合い活動の推進とニーズの早期発見」，「地域福祉を推進するための体制基盤づくり」が挙げられています。

ふれあい体験学習と協働したほおっちょけんストラップについては，更に普及・拡大に努めることで，住民に，とりわけ子どもたちへ「福祉は特別なことではない」ということ，また「地域づくりの切り口としての福祉活動」という意識の醸成を図ります。

地域をステージとした行政各部署の施策と更に協働し，相互理解を図りながら，地域（住民）に対し「屋上屋を重ねない」「統一感のある」地域づくりの支援に努めます。地域コミュニティの再構築（高知市市民協働部地域コミュニティ推進課），地域防災の推進（同防災対策部地域防災推進課）に加え，地域ぐるみの新子育て支援体制構築（同子ども未来部子ども育成課），学校地域支援本部事業・地域学校協働本部事業（同教育委員会教育政策課ほか）等の各施策については，地域づくりを支援することにおいて目的は共通しており，それぞれの施策を地域の中で混乱させない横断的な連携が，行政や本協議会に求められていると考えます。

各施策を理解し，担当部署との連携を日常的に行うこと，また経済的・人間関係において生活に困窮している住民を支える取組みを地域づくりに広げること，地域での見守りから困窮者を発見する活動により，地域福祉コーディネーターやボランティアセンター機能の資質向上に更に努めてまいります。

### 3. 権利擁護機能・総合相談支援機能の確立

成年後見事業，日常生活自立支援事業，生活福祉資金貸付事業，障害者相談支援事業・生活困窮者自立相談支援事業・一時生活支援事業等を一体的に展開することにより，総合的な権利擁護機能の確立と既存制度活用に留まらない総合的な相談窓口としての機能の充実に努めます。

事業の推進においては，同一フロアで事業実施をしている地域協働課や各センターで実施している介護・障害サービス事業所との連携を深め，地域で生活課題を抱えた方々への支援がスムーズにできるよう連携体制の充実に努めます。

生活困窮者自立相談支援事業については，平成 25 年 11 月から高知市，高知市社会福祉協議会，ハローワーク，若者サポートステーションの 4 者での協議会方式で実施していた高知市生活支援相談センターの運営を，平成 28 年度より委託事業として継続します。今後更に行政や関係機関との連携を強化し，生活困窮者支援に向けた相談機能の充実に努めます。

### 4. 在宅福祉サービス等の経営基盤強化

平成 27 年度には，障害者総合支援法，介護保険法等の改正により，全般に報酬が削減され，各事業とも経営状況が厳しくなる傾向となっています。更に平成 28 年度中には，介護保険事業において，要支援者のサービス利用が制限される見込みであり，新たな事業への参画など，社会福祉協議会の取組みは更に柔軟性を求められることとなります。

また，しごとづくり課において本格的に農業経営の展開を図ることにより，他部門との協働のもと，生活機能に何らかの課題を抱える地域住民に寄り添いながら「豊かな生活のきっかけづくり」の提案に努めます。

平成 28 年度は上記の状況を踏まえ，社会的動向に関する迅速な情報収集に努めながらも，あくまで社会福祉協議会本来の役割を果たすことを大前提に，新たな事業を含めた総合的な事業運営と，これらの長期にわたる安定経営を見据えて，計画的に事業展開を図ります。

## Ⅲ 事業計画

### 1. 組織経営管理体制の整備推進

常に時代のニーズに応えられる社会福祉協議会をめざし、公共性と民間性を合わせ持つ団体として、地域住民から信頼される組織づくりに努めます。

#### (1) 理事会及び評議員会の開催

- ① 本協議会の経営状況の判断に必要な情報の提供に努めるほか、本協議会が実施・協力する事業やイベント等について積極的に情報発信していきます。
- ② 新任の理事・評議員・監事に対する勉強会を実施するほか、高知県社会福祉協議会主催の研修会への参加案内を行い、社会福祉協議会への理解を深めていただけるよう努めます。

#### (2) 委員会等の開催

理事、評議員及び外部の有識者にて構成する「生活福祉資金調査委員会」「名士チャリティ色紙展示即売会収益金配分委員会」「社会福祉大会大会長表彰者選定委員会」「社会福祉大会準備会」「成年後見サポートセンター運営委員会」「高知市生活支援相談センター運営委員会」等を開催し、それぞれの事業について議論を深めながら進めていきます。

#### (3) 経営管理体制の整備

- ① 事業評価を実施し、事業ごとの経過、現状、課題、方針の確認を行い、事務事業の見直し等を行います。
- ② 定款その他諸規定を整備し、常に現在の状況に応じた規定とするよう努めます。

#### (4) 財務管理運営の整備

- ① 自主財源の確保  
特別賛助会員、賛助会員のあり方を見直し、加入率向上に努めます。
- ② 適正な財務管理  
ア. 効率的な資産運用の検討を行います。  
イ. 事務処理の効率化に努めます。  
ウ. 適正な資金管理に努めます。  
エ. 経営コンサルタントの意見を求め、財務、経理等の会計業務の円滑化を図ります。
- ③ 財務諸表の積極的な情報公開により透明性を確保します。

#### (5) 組織基盤の整備

- ① 職員の人事管理、労務管理の適正化  
ア. 適正な労務管理の実施に努めます。  
イ. 業務に関連のある資格取得の促進、助成に努め、職員の資質の向上を図ります。  
ウ. 産業医による職場巡視や健康診断の事後措置を実施します。  
エ. 安全衛生委員会の活動の活性化を推進します。

## ② 人材育成

- ア. 人材育成において組織の向かうべき方向性や職員に求める資質を示した「職業能力開発計画」を策定します。
- イ. 職員の資質向上のための自主勉強会の開催や各種研修会への参加を促進し、その助成に努めます。
- ウ. 職員が自身の目標に向けた研修を受けるため、自らの研修計画を作成する「自己啓発カード」を継続して実施します。

## ③ 職員による委員会の開催

職員で構成する「経営のあり方検討委員会」「研修委員会」「広報委員会」「災害対策検討委員会」を開催し、組織・経営体制、研修体系、広報啓発、災害時対策等について議論・検討し、より良い組織づくりに向けた取組みを行います。

## (6) 指定管理業務の推進

### ① 指定管理施設の適正な管理運営

- ア. 基本協定、事業計画書に基づく適正な管理運営に努めます。
- イ. 利用者への親切な応対に努めるとともに、施設設備の安全管理体制の強化を図ります。
- ウ. 利用者サービスの向上に努めます。
- エ. 利用実績の向上及び経費の節減に努めます。
- オ. 施設機能を活かした地域との連携事業を検討し、その実施に努めます。

### ② 障害者支援窓口

障害者手帳や各種サービスの申請、受付、交付、相談を実施します。

## (7) 情報発信機能の強化

- ① 「社協だより」、「NEWS ほおっちょけん」「高知市成年後見サポートセンターだより」の定期的な発行により、地域情報発信や社協事業を積極的に紹介していきます。
- ② 「ホームページ」の刷新の検討及び「フェイスブック」の活用により、幅広く効果的な情報発信を行います。
- ③ 高知市社会福祉大会への住民参画拡大に向け、内容の充実や広報に努めます。

## (8) 苦情解決機能の整備

- ① 第三者委員との会議を開催し、情報の共有を図ります。
- ② 高知県社会福祉協議会主催の研修会等へ参加し、情報の収集に努めます。

## (9) 福祉人材の育成支援

社会福祉士・介護福祉士等の実習生を受け入れ、新たな福祉人材の育成に努めます。

## 2. 支え合いのあるまちづくりの推進

常に地域の課題に向き合い、住民主体による地域福祉活動が推進できることをめざし、地域住民、行政、事業者等と協働して地域福祉活動を推進します。また中間評価を受け、地域福祉

活動推進計画目標 5 項目のうち「おたがいさまの住民意識づくり」「地域福祉を推進するための体制基盤づくり」に加え、「小地域での支え合い活動の推進とニーズの早期発見」を計画推進第 I 期後半の重点目標として実践します。

## (1) 地域福祉活動推進計画の実践

### ① 小地域活動の推進

- ア. 福祉委員制度導入地区の拡大に努め、300 名の新規委嘱を目標とします。
- イ. 「居場所型見守り」としてのサロン活動の拡大及び継続させるための支援を強めます。  
また、商店街の空きスペースや学校の空き教室を活用し、高齢者と児童及び子育て世代の方が気軽に集まれる多世代間交流の場づくりを重点とした取組みを行います。
- ウ. 「訪問型見守り」として「あんしんキット」導入地区を支援するとともに、配布後の継続的な見守りから住民のニーズを早期発見することが可能となるよう支援します。
- エ. 災害時避難行動要支援者個別計画策定に取り組む地区の実情に応じたコーディネートを行います。

### ② 地区社協をはじめとする地域団体支援と相互理解の促進

- ア. 高知市地区社会福祉協議会連合会が、全ての地区の地域福祉活動についての情報発信、情報共有の場となるよう、事務局機能の強化を図ります。平成 28 年度からは「より身近な地域活動の情報共有を」を主旨とした「ブロック別情報交換会」を実施し、参加者の拡大に努めます。
- イ. 複数の部局にまたがる「地域づくり」を目的とした施策を実施する地区社協、地区民児協、地域内連携協議会、児童を支える各地縁団体、町内会、自治会、公民館活動等が行う地域事業に対し、各施策の内容や実施方法を正しく理解しながら受け止め、活動をすすめる地域への負担を最小限にするよう努めます。
- ウ. 地域支え合い会議の開催支援については、地区社協単位での開催支援に加え、より小さな圏域（おおむね町内会連合会や町内会・自治会・公民館活動のエリア）での開催を積極的に支援します。
- エ. 地域貢献事業については、住民福祉向上のため、行政をはじめとするあらゆる関係機関と連携し、必要な制度外サービスが提供できるよう、柔軟な予算執行に努めます。

### ③ 高知市社会福祉協議会内の基盤体制の強化

- ア. 「オール社協」で地域福祉を推進するため、地域協働課以外の職員を指名している「地区担当者」が名実ともに地区の窓口となれる支援体制を構築します。地域福祉コーディネーターは、政策的配置から 4 年目を迎え、行政や住民からは更なる資質向上が期待されていることを踏まえ、地域福祉活動に必要なあらゆるスキルを身につけるため、地域支援事例検討会をはじめとする本協議会内外で実施される研修活動への積極的な参画、また、地域コミュニティの再構築、地域防災の推進、学校を中心とした地域との協働事業等、高知市行政の複数の部局が実施する「地域づくり」を目的とした各種施策を正しく理解することに努めます。
- イ. 「経営のあり方検討委員会」を基軸とし、組織内での地域福祉活動推進に関する情報の共有化を進め、部門間の連携強化を図ります。

## (2) 福祉教育の推進

- ① 本協議会職員を講師とした地域福祉，成年後見，介護，障害等に関する「出前講座」の取組みを拡大し，地域住民への周知と「おたがいさま」の意識づくりを推進するとともに本協議会事業の広報活動の場として機能させます。
- ② 高校生を対象とした，「こうち笑顔マイレージ」のボランティア受入施設等での「高校生施設ボランティア体験学習『ほおっちょけんのススメ』」は2年目を迎えますが，高校生に介護や障害の現場を体験していただくことで，「福祉の視点」を醸成していくこととあわせ，高校生，事業所，「こうち笑顔マイレージ」ボランティア登録者が，本事業を通じ世代間交流が活発に行われる場となることも期待しています。
- ③ 「ほおっちょけんバッジ」の普及・「気くばりさん」登録の推進を強化します。
  - ア. ほおっちょけんバッジ3,300個（平成27年度末4,880個配布）の普及と，「気くばりさん」については新たに600名の登録（平成27年度末登録者298名）を目標とします。
  - イ. ふれあい体験学習と継続的に協働し，平成28年度は参加者全員を対象とし「ほおっちょけんストラップ」を配布します。また，住民と協働した「ほおっちょけん学習」について，学校や地域で積極的に実施します。

## (3) ボランティアセンター事業の推進

- ① ボランティアセンターの機能強化
  - ア. ボランティア活動に関する相談，派遣調整，登録受付等，センター機能を拡充します。
  - イ. 安心してボランティア活動に取り組めるよう，ボランティア活動保険への加入を促進します。
- ② こうち笑顔マイレージ，いきいき百歳体操会場助成（受託事業）の円滑な運営
- ③ 災害ボランティアセンターの運営協力団体（NPO高知市民会議，青年会議所）に加え，日本赤十字社高知県支部とも定期的に情報交換を行い，災害時にセンター機能が発揮できるよう連携及び相互理解を深めます。

## (4) 共同募金事業の推進

- ① 共同募金運動の推進
  - ア. 理事会の開催
  - イ. 研修（学習）会の開催
  - ウ. 募金活動の実施
- ② 共同募金事業の改革
  - ア. 住民にわかりやすい共同募金の確立，募金事業の透明性を高めることを目的とし，帳票類の整備等，地区分会の実情にあわせ可能な部分から事務作業の見直しを行います。
  - イ. 平成27年度に試行的に実施したファンレイジング等，様々な手法による募金増収策について高知市内外の先進事例を研究します。



## (5) その他の事業

### ① 各種助成事業の実施

ア. 名士チャリティ色紙展示即売会収益金等を小規模作業所へ助成します。

イ. 高知市老人クラブ連合会, 障害者団体等の活動を支援します。

ウ. 青少年健全育成, ひとり親家庭への支援を行います。

エ. 福祉施設の生徒等への援助を行います。

### ② 車いす等の福祉機器等の貸出し継続実施

### ③ 高知弁護士会, 法テラス高知の協力による月2回の無料法律相談の実施

ア. 高知弁護士会の協力による無料法律相談を, 毎月第3金曜日にニッセイ高知ビルで開催します。

イ. 法テラス高知と高知市生活支援相談センターとの連携による無料法律相談を, 毎月末(平日)にニッセイ高知ビルで開催します。

## 3. 寄り添い支援の推進

地域における生活課題は深刻化・多様化してきていますが, その人らしい生活を続けられるための支援が必要です。地域で安心して生活ができるように, 権利擁護機能の確立と既存の制度活用に留まらない総合相談・生活支援への取組みを強化します。

### (1) 成年後見サポートセンター事業の推進

#### ① 市民後見人の体制基盤づくり

市民後見人養成講座を修了し, 法人後見受任事業で活動している後見支援員を, 市民後見人として転換できるよう, 行政や家庭裁判所と協議・検討していきます。

#### ② 制度で救えない人に対する新サービスの創設

成年後見制度や日常生活自立支援事業では支援できない人や, 判断能力はあっても親族等から支援が受けられない人を対象に, 金銭管理や入院費の支払い, 死後の事務手続き等について対応できる新サービスの創設を検討します。

#### ③ 成年後見利用支援事業の充実

ア. 成年後見制度や権利擁護に関する個別相談に対し, 適切な助言を行い, 解決に導けるよう, 相談者に寄り添った支援を提供します。

イ. 成年後見制度の申立て希望者に対し, 関係機関と連携・調整し, 円滑に申立て手続きができるよう支援します。

ウ. 相談内容に応じて, 申立て書類作成希望者の紹介や後見人等候補者の推薦等を専門職団体と連携, 調整しながら支援します。

#### ④ 判断能力が著しく不十分となり意思確認ができなくなった日常生活自立支援事業利用者に対しては, 成年後見制度等への利用へつなげていきます。

#### ⑤ 成年後見制度や日常生活自立支援事業の普及・啓発をめざし, 地域住民や関係機関に向けて積極的に出前講座を行います。

## (2) 生活福祉資金貸付事業の推進

- ① 生活福祉資金貸付制度の利用を円滑に行えるよう、学校・民生委員・関係機関等への制度の周知に努めます。
- ② 生活困窮者支援窓口の高知市生活支援相談センターや関係機関との連携に努めます。
- ③ 事務の効率化と相談員の資質向上に努めます。

## (3) 高知市障害者相談支援事業の推進（高知市障害者相談センター北部）

- ① 総合相談窓口の実施  
障害児・者及び家族等の生活上の困りごとが解決できるよう、福祉サービスの紹介、利用手続き支援等を行い、行政・関係機関と連携した伴走型支援を実施します。
- ② 相談機能体制の強化  
あらゆる相談に対応するため相談員の資質向上に努め、権利擁護が図れるよう行政・各関係機関団体・住民組織とのネットワークを強化します。
- ③ 広報・啓発  
障害児・者に対する理解向上及び障害福祉に関する広報・啓発、出前講座等を実施します。
- ④ 行政との協力体制・連携の強化
  - ア. 自立支援協議会運営に対する協力
  - イ. 基幹相談支援センター設置に対する協力

## (4) 生活困窮者支援の推進

平成 27 年 4 月 1 日の生活困窮者自立支援法施行に伴う各事業のうち、平成 28 年度から「自立相談支援事業」と「住居確保給付金」の支給に関する事業委託を受け、平成 25 年 11 月から協議会方式で運営していた高知市生活支援相談センターの実績とネットワークを活かし、下記の内容で生活困窮者の支援に取り組みます。

- ① 総合相談機能強化
  - ア. 暮らし・住まい・健康・仕事・家族など多様な課題を抱え、生活に困窮されている方々を支援する総合相談の窓口を継続し、本人の自立に向けた包括的な支援を実施します。
  - イ. 生活困窮に関する理解を深め、アウトリーチに繋げるための広報啓発を実施します。
  - ウ. 生活支援相談員の資質向上のため、学習会（スキルアップ）の開催や研修会への積極的な参加を行います。
  - エ. 適正な運営を実施するため「高知市生活支援相談センター事業運営委員会」を設置し、地域課題としての生活困窮への支援体制を構築します。
  - オ. 住居確保給付金の支給に関する事業を実施します。
- ② 関係領域との連携による総合的な支援体制の構築（さまざまな支援をコーディネート）
  - ア. 任意事業である一時生活支援事業、家計相談支援事業、子どもの学習援助事業、就労訓練事業と連携し、就労や生活、健康面など包括的な支援に努めます。
  - イ. 福祉分野のみならず、保健、雇用、教育、金融、住居、農林水産業、産業など、本人の自立支援に関わる他領域と連携し、包括的な支援を実施します。

ウ. 様々な分野との連携を視野に入れ、できる限り多くの選択肢の中から、本人の課題を解決するための最善の方法を提示できるよう、日頃から地域のあらゆる連携先となり得る機関・専門職との良好な関係を構築して、こうちセーフティネット連絡会の開催を継続します。

エ. 本協議会内の地域協働課，しごとづくり課，介護・障害サービス事業所等と協働し，地域との連携体制・地域づくりに努めます。

### ③ 就労をめざした支援

ア. ハローワークや若者サポートステーション等の就労関係機関との連携や，生活保護受給者等就労自立促進員と連携し就労支援を推進します。

イ. 緊急的ではあるが，生活基盤の確保された環境で，利用者が安心して必要な活動（新たな住居確保や就労等）が実施できるよう自立に向けた支援を実施します。

### ④ 一時生活支援事業の実施

ア. 住居を持たない生活困窮者であって，所得が一定水準以下の方に対して，一定の期間，宿泊場所や衣食の提供等を行います。

イ. 衣食住の提供では解決しない課題について，高知市生活支援相談センターとの連携により，対象者の自立に向けて就労や社会参加への支援を実施します。

## 4. 在宅福祉サービスの推進

事業所ごとの地域性や課題に着目しながら「介護等の支援を要する状況となっても，住み慣れた地域で，いきいきと生活したい」という多くの地域住民の願いに応えるための支援に取り組みます。

### (1) 介護保険事業の推進

#### ① 居宅介護支援事業

介護支援専門員が，要介護者又は要支援者に対し，介護保険サービス等を適切に利用できるように，各種申請代行，介護サービス計画の作成及び在宅サービス事業者や医療機関等との連絡調整，介護保険施設への紹介などのサービスを提供します。

○高知市社会福祉協議会 指定居宅介護支援事業所(塩田町)

○土佐山指定居宅介護支援事業所(土佐山)

○介護センターあじさい会館 指定居宅介護支援事業所(春野町)

#### ② 通所介護事業

要介護者又は要支援者をデイサービスセンターに迎え，デイサービス職員が，入浴や食事の提供，機能訓練，日常生活上の相談援助等のサービスを提供します。

○指定通所介護事業所 デイサービスセンターふれあい(塩田町)

○指定通所介護事業所 土佐山デイサービスセンター(土佐山)

\*平成28年度には小規模型通所介護費の算定が廃止され，平成27年度より更に単価が低い通常規模型通所介護費に変更となり減収が見込まれます。そのため，平成28年度から土曜日営業を開始し，安定経営に加え，地域に1か所しかない通所介護事

業所の利便性の向上と、利用者・家族のニーズに合ったサービス提供を行います。

○介護センターあじさい会館 指定通所介護事業所(春野町)

#### 【付随実施事業】

##### 基準該当生活介護事業

通所介護事業所(介護保険)において、生活介護事業の利用要件を満たした障害者を受け入れ、日中の介護サービスを提供します。

○指定通所介護事業所 デイサービスセンターふれあい(塩田町)

○指定通所介護事業所 土佐山デイサービスセンター(土佐山)

○介護センターあじさい会館 指定通所介護事業所(春野町)

#### ③ 訪問介護事業

訪問介護員が、要介護者又は要支援者に対し、家庭を訪問し、食事、排泄、入浴等の身体介護や、調理、掃除、洗濯、買い物等の生活援助のサービスを提供します。

○指定訪問介護事業所ヘルパーステーション(塩田町)

\*ヘルパーステーション土佐山出張所(土佐山)を一体的に運営

○介護センターあじさい会館 指定訪問介護事業所(春野町)

#### 【付随実施事業】

##### 軽度生活援助事業

家事等が困難な介護認定非該当の高齢者に対し、訪問介護員の派遣により、軽易な生活援助を提供します。

○指定訪問介護事業所ヘルパーステーション(塩田町)

## (2) 障害福祉サービス事業の推進

#### ① 居宅介護等事業

訪問介護員が、障害者に対し、家庭を訪問し、食事、排泄、入浴等の身体介護や、調理、掃除、洗濯、買い物等の生活援助のサービスを提供します。

○高知市社会福祉協議会 指定居宅介護事業所(塩田町)

○介護センターあじさい会館 指定居宅介護事業所(春野町)

#### ② 同行援護事業

視覚障害により、移動に著しい困難を有する人に、移動に必要な情報の提供(代筆、代読を含む。), 移動の援護等のサービスを提供します。

○高知市社会福祉協議会 指定居宅介護事業所(塩田町)

○介護センターあじさい会館 指定居宅介護事業所(春野町)

#### 【付随実施事業】

##### 移動支援事業

屋外での移動に困難がある障害者(児)に対し、余暇活動、官公庁や金融機関の手続等、社会生活に必要な移動サービスを提供します。

○高知市社会福祉協議会 指定居宅介護事業所(塩田町)

○介護センターあじさい会館 指定居宅介護事業所(春野町)

③ 生活介護事業

日中において、介護が必要な障害者を施設へ迎え、排泄、入浴、食事等の介護及び創作活動やレクリエーション、外出等の機会を提供します。

○高知市南部障害者福祉センター 指定生活介護事業所(百石町)

【付随実施事業】

日中一時支援事業

生活介護の利用要件を満たさない障害者に対する通所サービスを提供します。

○高知市南部障害者福祉センター 指定生活介護事業所(百石町)

④ 就労継続支援B型事業

働く意欲を持ちながら、雇用されることが困難な障害者に働く場を提供し、作業や生活体験、仲間との交流、親睦等を図り、働くことの喜びや連帯感、自立心、向上心、社会性などを育みながら、社会の一員として日常生活が送れるよう支援します。

○指定就労継続支援B型事業所きずな(旭町)

\*新たに祝日営業を開始しサービスの充実を図ります。

⑤ 指定一般相談支援・指定特定相談支援事業

平成28年4月1日より事業所名「社会福祉法人高知市社会福祉協議会障害者相談支援センター」を利用者、地域の方に周知が進むよう「高知市特定相談支援事業所「しゃきょう」」へ名称変更します。

ア. 特定相談支援事業

障害者等が必要な福祉サービスを適切に受けられるようサービス等利用計画作成支援及び継続利用支援を提供することにより、住み慣れた地域での生活を支えます。

イ. 障害児相談支援事業

障害児・家族等の生活を支える福祉サービスが適切に受けられるようサービス等利用計画作成支援及び継続利用支援を提供し、将来に向けた支援を一緒に考えていきます。

ウ. 一般相談支援事業

入院・入所等が長期となった障害者等が在宅生活を始める時に医療機関・各関係機関、地域と連携し、安定した地域生活のために支援を実施します。

(3) 各種受託事業等の推進

① 外出支援サービス事業

病院への通院や外出支援等、高齢者が住み慣れた地域で生活できるよう、送迎・付き添いサービスを提供します。

○土佐山健康福祉センター

② 生きがいデイサービス事業

要介護認定非該当の高齢者に対する生きがい支援と、社会参加促進のため、活動の場や、機能訓練、食事等のサービスを提供します。

○土佐山健康福祉センター

○春野あじさい会館

③ 障害者社会参加促進事業

各種講座の開催や啓発活動を通じて、障害者の社会参加を促進します。

○障害者福祉センター

④ 障害者支援窓口事業

身体・知的障害者を対象として、障害者福祉に関する各種手続を実施します。

○障害者福祉センター

○東部健康福祉センター

○南部健康福祉センター

○春野あじさい会館

⑤ 介護保険・障害福祉サービス給付外有償サービス

ヘルパーの派遣により、介護保険、障害福祉サービス等が適用されない介護サービスを提供します。

○保健福祉センター

○春野あじさい会館